# \*\*\*\*\* 令和6年度(2024年度) \*\*\*\*\*

### 分譲マンション管理組合向け管理セミナーのご案内

# テーマ:法改正は高経年マンションの救世主か!

~ 区分所有法改正の背景と目的

開催日:令和7年(2025年)3月8日(土)

時 間:13時 ~ 16時30分(30分前受付)

会 場:大阪弁護士会館 1203号室

定 員:60名(会場参加者数)

申込み:1月20日(月)~3月7日(金)。

講演1:「区分所有法」はどう変わるのか?

~改正(要綱)の概要と、マンション管理実務への影響について~

講師:大阪弁護士会 / 弁護士・マンション管理士 松村 直哉氏

いわゆる「区分所有法」が、20数年ぶりの大改正を控えています。高経年化したマンションの管理・再生の円滑化に対応するために、総会の決議要件の変更や、新たな財産管理制度の創設など、大幅なアップデートが予定されています(2024年12月現在)。そのような法改正の全体像と、管理組合の運営に対するインパクトを分かりやすく解説します。

#### 講演2:「選ばれるマンション」への取り組み

講師:(公社)大阪府建築士会 / 一級建築士 桑原 宏明氏

人口減少、空き家の増加が社会問題としてとりあげられるようになりました。マンションにおいても 管理不全がはじまっています。「選ばれるマンション」になるための取り組みを一緒に考えましょう。

#### 講演3: 高経年マンション管理の在り方について

講師:(一社)大阪府マンション管理士会 / マンション管理士 下岡 寛史氏

法は、手段に過ぎません。管理に対する意識が高いか低いかによって、高経年化を迎えるマンションの未来は大きく変わります。区分所有法改正の意義について、管理計画認定制度と外部管理者方式の話を交え、管理の視点で分かりやすく説明します。

### 講演4: 住宅金融支援機構のマンション管理支援制度について

~マンションの長寿命化のために~

講師:(独)住宅金融支援機構 近畿支店地域連携グループ / 野川 真由氏

大規模修繕に向けた「長期修繕ナビ」のご利用方法と「マンションすまい・る債」「共用部分リフォーム融資」の内容についてご紹介します。

【共催】大阪弁護士会/(一社)大阪府マンション管理士会/(公社)大阪府建築士会/(独)住宅金融支援機構近畿支店

【後援】大阪府/大阪市/(公財)マンション管理センター /(一社)日本マンション管理士会連合会

## ★★ 管理セミナーお問い合わせ、申し込み方法 ★★

TEL: 06-6364-1238 大阪弁護士会 藤澤まで

FAX: 06-6364-1255 会場参加者のみ

下記の申し込み用紙にご記入の上、この用紙のままFAXをして下さい

フリガナ <b>氏 名</b> :	
( <u>必須</u> )	
	護士会・マンション管理士会・建築士会 ・その他)
( <u>必</u> 須)	(必須)
連絡先 携帯 TEL:	<u>自宅 FAX:</u>
(任意)	(任意)
Mail: @	マンション名:
(必須)	
複数人でご参加の場合の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏 名:	氏 名:
フリガナ	フリガナ
氏 名:	氏 名:

#### Webでの申し込み方法

各共催団体のHP内にある、当チラシから A か B を1つ選択して下さい。

会場参加の方は、下記のURLをクリックして下さい。

(開かない場合は、CTRL キーを押しながらクリックして下さい)

https://form.gooker.jp/0/auto/ja/20250308seminar/20250308/

В ZOOM参加の方 は、下記のURLをクリックして下さい。 (開かない場合は、CTRL キーを押しながらクリックして下さい)





#### 交通機関

■ 京阪中之島線「なにわ橋駅」 下車

> 出口1 から徒歩約 5分

■ 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車

1番出口 から徒歩約 10分

■地下鉄・京阪本線「北浜駅」 下車

> <mark>26号階段</mark> から徒歩約 7分

住所:大阪市北区西天満1丁目12-5 大阪弁護士会館 12階

# ★★ 管理セミナー申込用紙 ★★

